

(令和3年度国土交通大臣賞受賞)
「建設現場従事者向けの講習会の開催
による建設副産物の3R・適正処理等
の推進」について

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
適正処理対策部 担当部長 片山和俊

(当財団の概要)

名称：公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

指定：産業廃棄物処理事業振興財団

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第16条に基づく厚生大臣指定法人（平成4年12月24日厚生省収生衛第1073号）

：産業廃棄物適正処理推進センター

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の12に基づく厚生大臣指定法人（平成10年7月1日厚生省収生衛第879号）

はじめに

○建設副産物の3Rや適正処理に関する情報が伝わりにくい小規模な建設業者（一人親方を含む）への情報伝達を主な目的とした講習会を、関係団体のご支援のもとに10年間実施しており、このたび本表彰を受賞したところです。

○土木、建築、設備、リフォームなどの比較的事業規模の大きな業者の職員研修、産業廃棄物処理業者の職員研修などにも広く利用いただいています。

令和3年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等
表彰・国土交通大臣賞 受賞講習



新築、解体、リフォーム、設備、内装、掘削工事など、

広く建設現場に従事される方々や管理担当者の方々を対象に、

産業廃棄物や残土、汚染土壌の適正処理に関する講習会を開催します。

有害廃棄物による健康被害や不法投棄などのトラブルを防ぐための

正しい知識や情報を身につけていただくことが目的です。

関係者の方々のご参加をお待ちしております。

建設現場従事者の 産業廃棄物・汚染土壌 排出管理者講習会

【総合管理コース】

日 程：2022年 4/22 (金)、6/17 (金)、9/16 (金)、11/25 (金)、2023年2/17 (金)

時 間：10:00～17:00 受講料：10,000 円 (テキスト代含む) CPDS: 6 unit

【産業廃棄物コース】

日 程：2022年 5/20 (金)、7/22 (金)、10/28 (金)、2023年1/27 (金)

時 間：12:30～17:00 受講料：5,000 円 (テキスト代含む) CPDS: 4 unit

【残土・汚染土コース】

出張講習のみの開催となります。 受講料：5,000 円 (テキスト代含む)

場 所：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団…東京・虎ノ門駅前

出張講習(講師派遣)もいたします

・ご希望に応じて、受講者の氏名、所属企業名等を当財団のホームページ(産廃情報ネット)に掲載します。

・継続学習制度(CPDS)認定講習(総合管理コース、産業廃棄物コース)

・感染症対策として、検温、マスクの着用等へのご協力をお願いいたします。

受講申し込み先
問い合わせ先

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 ●電話 03-4355-0155

●Eメール seminar@sanpainet.or.jp ●ホームページ(産廃情報ネット) http://www.sanpainet.or.jp/

講習会の概要

- 当財団会議室での定期講習の他に、受講者の要望に応じて出張講習を実施しています。
- 講習名：産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会

【産業廃棄物コース】 4時間30分

【残土・汚染土コース】 4時間30分

【総合管理コース】 6時間
(上記2コースを総合的に解説)



【 産業廃棄物コース 】 4時間30分

- 建設廃棄物の適正処理
 - 保管、運搬、処分、委託処理、元請業者の役割
 - 埋設廃棄物、廃棄物混じり土、建設汚泥、伐採材、石綿含有建材、コンクリート、石膏ボード
- 建設リサイクル法
- 建設副産物のリサイクル
 - 資源有効利用促進法、建設リサイクルガイドライン
 - 建設副産物実態調査、建設リサイクル推進計画
 - 公共工事における関連通達、マニュアル等
- 土壌汚染対策法
 - 法の概要、汚染土壌の搬出、（残土条例）
- その他、関係法令等
 - フロン排出抑制法、騒音規制法、工事排水





【 残土・汚染土コース 】 4時間30分

- 建設発生土の適切な取扱い
 - 土壌汚染対策法の概要
 - ・汚染土壌の搬出（搬出届、運搬基準、管理票）
 - 残土問題と残土条例
 - 廃棄物処理法の概要、廃棄物混じり土、建設汚泥
- ※出張講習のみ

【 総合管理コース 】 6時間

- 2コースの内容を総合的に解説

講習内容の特徴 (産業廃棄物コース)

【配布資料の活用】

○小規模な業者への出張講習では、簡潔でわかりやすい講義となるように、文字の大きなカラーの資料を配布

○他の出張講習、定期講習においても配布資料を作成し、テキストと併用して講義

1 廃棄物

資料-2

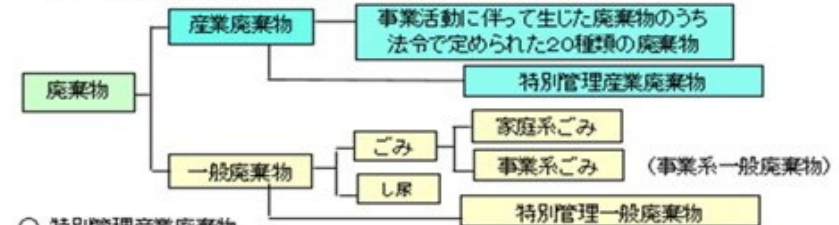
1-1 廃棄物の区分と種類

○廃棄物とは、ごみ、燃え殻、汚泥、その他の汚物または不要物であり、固形状または液状(気体を除く)のものです。なお、放射性物質に汚染されたもの、土砂、しゅんせつ土なども法の対象外となります。

- ・港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ・漁業活動に伴って漁網にかかった水産動物等であって、当該漁業活動を行なった現場附近において排出したもの
- ・土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

- ・気体を除く
- ・土砂、しゅんせつ土を除く
- ・放射線物質またはこれに汚染されたものを除く

○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、木くずなど 20 種類の廃棄物が産業廃棄物として定められ、産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物に区分されます。



○特別管理産業廃棄物
人の健康または生活環境に被害のおそれのある産業廃棄物

主な分類		概要
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類を除く)
廃酸		pH 2.0 以下の酸性廃液
廃アルカリ		pH12.5 以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物☆		医療機関等から排出される感染性的のある又はそのおそれのある産業廃棄物
特別管理産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB、PCB 含有廃油
	PCB汚染物	PCB が付着等した汚泥、紙くず、廃プラスチック類、金属くずなど
	PCB 処理物	廃 PCB 等、PCB 汚染物の処理物で基準不適合のもの★
	廃水銀等	特定の施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物 水銀若しくはその化合物が含まれているもの 水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設から生じたもの
有害産業廃棄物	重金属類	重金属類について基準不適合のもの★
	燃え殻、ばいじん☆	重金属等、ダイオキシン類について基準不適合のもの★
	廃油☆	揮発性有機化合物である廃溶剤★
	汚泥、廃酸、廃アルカリ☆	重金属等、揮発性有機化合物、ダイオキシン類等について基準不適合のもの★

☆排出元の施設限定あり
★特定有害産業廃棄物の判定基準に不適合

【トラブル事例の紹介】

○規模の大きな建設業者のトラブル事例と、小規模な建設業者のトラブル事例を紹介

2. トラブル事例

A	廃棄物の投棄	D	委託契約	G	土壌汚染
B	廃棄物の埋設	E	マニフェスト	H	伐採材、抜根
C	廃棄物の焼却	F	工事排水	I	アスベスト

NO	分類	管理事項	報道	年	概要	解説、対応等	テキスト
1	E	マニフェストの管理	新聞	H.11	産廃業者の不法投棄に関連して、マニフェストを未記載のまま、まとめて産廃業者に渡していたため指名停止	現在では罰則が強化されている	
2	G	マンション用地の土壌汚染	新聞	H.12	敷地に有害な産廃が埋められていたため、地下水が汚染されていることが判明し、築造中のマンションを解体		
3	B	コンクリートの現場内埋設	新聞	H.13	コンクリート杭の杭頭処理の残材(切断したPC杭の残り)を埋めていたことが判明し、指名停止	30cm以上のコンクリート塊は産廃とみなされる「建設業の廃棄物処理法Q&A」(平成10年、厚生省監修)	65p

3. 小規模な建設業者のトラブル事例

A	廃棄物の投棄	D	委託契約	G	土壌汚染
B	廃棄物の埋設	E	マニフェスト	H	伐採材
C	廃棄物の焼却	F	工事排水	I	アスベスト

No	分類	管理事項	年月	概要
101	B	廃棄物の埋設	H24.1	道路改良工事で生じた廃材を現場内の盛土の中に埋めていたことが発覚し、入札参加資格停止
102	A	廃棄物の投棄	H24.1	造成工事の敷地内に、工事で発生したコンクリート片を投棄し送検
103	A	廃棄物の投棄	H24.2	家屋の解体材、畳などを路上に投棄し逮捕、廃棄物に混じていた領収書より発覚
104	B	廃棄物の埋設	H24.2	商業施設の建設工事現場内にコンクリート製側溝を砕いて埋めたとして建設会社役と社員を逮捕
105	C	廃棄物の焼却	H24.2	建設会社社員が自社の敷地内に穴を掘り、廃材を焼却して逮捕

【留意すべき廃棄物】

- トラブル事例などを踏まえて、取扱い時の留意事項を解説
- 埋設廃棄物
- 廃棄物混じり土
- 建設汚泥
- 伐採材
- 石綿含有建材
- コンクリート
- 石膏ボード
- PCB廃棄物
- 蛍光管

1-7 石綿（アスベスト）

現在のアスベスト対策の主な内容は下表のとおりです。なお、令和2年6月に大気汚染防止法、令和2年7月に石綿障害予防規則が改正され、今後、新たな改正内容が段階的に施行される予定です。

解体・改修工事におけるアスベスト関連規制事項

	レベル1			レベル2			レベル3	
	石綿含有吹付け材			保温材・断熱材・耐火被覆材			その他の成形板等	
	掻き落としによる除去	封じ込め 囲い込み	囲い 込み	掻き落とし・破砕等による除去	掻き落とし・破砕等によらない除去	封じ込め 囲い込み	囲い 込み	切断・破砕等によらない除去
事前調査	事前調査の義務付け、石綿含有が不明な場合は分析も義務付け							
作業計画	作業計画作成(作業方法、飛散防止措置、ばく露防止措置を含む)							
届出	安衛法	建築物・工作物：計画書					――	
	石綿則	建築物・工作物(一定規模以上の工事)：事前調査結果等報告					――	
	大防法	建築物・工作物：特定粉じん排出等作業実施届					――	

建設副産物リサイクル 広報推進会議ホームページ

やさしい建設リサイクル 一般の方へ

Google サイト内検索

HOME 広報推進会議とは? 啓発普及活動 刊行物 建設リサイクルとは? 情報プラザ

HOME > 刊行物 > 建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い

刊行・掲示物

- 刊行物一覧
- 広報用ポスター
- 小冊子「よくわかる建設リサイクル」
- パンフレット
 - 建設リサイクル法
 - 建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い

建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い

解体・改修工事においては有害物質を適切に処理することが必要となります。このパンフレットは建築物等に一般的に使用されている有害物質等の確認方法・処理方法等についての情報を、現場技術者の方に使いやすい資料としてとりまとめたものです。

建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い

目次 ● CONTENTS

- 1 石綿含有吹付け材【レベル1】
- 2 保温材・耐火被覆材・断熱材【レベル2】
- 3 その他石綿含有建材（成形板等）【レベル3】

【建設副産物の3R推進】

○建設副産物実態調査、建設リサイクル推進計画、建設リサイクルガイドラインを紹介し、併せて国土交通省の通達・マニュアル等（建設汚泥、建設発生土、廃棄物混じり土、自然由来重金属含有土壌）を紹介

○建設業界における3R推進のための取組を紹介

2 建設副産物

土砂
建設発生土
汚染土壌
廃棄物
建設廃棄物

資源有効利用促進法(再生資源のリサイクル)・経済産業省、農林水産省、国土交通省、他
国土交通省・建設業の指定副産物(土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材)
建設副産物=建設廃棄物+建設発生土

国土交通省

リサイクル

トピックス

- 建設リサイクル推進計画 90p
- 建設リサイクル推進法
- 建設発生土の処分及び利用に関するガイドライン
- 建設発生土の処分及び利用に関するガイドライン
- 建設発生土の処分及び利用に関するガイドライン
- 建設発生土の処分及び利用に関するガイドライン
- 建設発生土の処分及び利用に関するガイドライン

建設副産物リサイクル
建設副産物リサイクル
建設副産物リサイクル

小冊子「よくわかる建設リサイクル」

よくわかる建設リサイクル

- 建設副産物リサイクルの現状
- 建設副産物とは
- 建設副産物の発生と利用の状況
- 建設副産物リサイクルの推進方策
- 建設副産物リサイクルの推進方策

40

① 平成30年度建設副産物実態調査結果(国土交通省、令和2年1月24日)

	平成20年度 (A)	平成24年度 (B)	平成30年度 (C)	平成20年度(C) -平成24年度(B)	建設リサイクル推進計画 平成30年度 目標値	達成 達成率
7004・2001種の再資源化率	98.4%	99.3%	99.3%	0.9%	99%以上	達成
2001種の再資源化率	97.3%	99.2%	99.2%	0.9%	99%以上	達成
建設発生木材の再資源化・縮減率**	93.4%	94.4%	96.2%	1.8%	95%以上	達成
建設汚泥の再資源化・縮減率	85.3%	85.0%	94.6%	9.3%	90%以上	達成
建設混合廃棄物の再資源化・縮減率	39.3%	58.2%	63.2%	5.0%	60%以上	達成
建設混合廃棄物の排出率	4.2%	3.9%	3.1%	-0.8%	3.5%以下	達成
建設廃棄物の再資源化・縮減率	93.3%	95.0%	97.2%	1.2%	96%以上	達成
建設発生土有効利用率**	71.3%	77.8%	79.8%	2.0%	80%以上	未達成

② 建設リサイクル推進計画2020(国土交通省、令和2年9月30日)

計画のポイント

- 維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点
- 建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進
- 主要課題を3つの項目で整理し、取り組みの実施主体を明確化
- これまで本省と地方で合かれていた計画を統合

計画の位置づけ

- 建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクル推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的な施策をとりまとめた計画
- これまで4回(1997、2002、2008、2014年)策定しており、今回、5回目となる「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定

計画期間・目標設定

最大10年間、必要に応じて見直し、2024年度を目標とし、今後5年間を目標に施策を推進。

主要課題

- ①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献
 - ②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮
 - ③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等
- *以上の3点を主要課題とし、取り組むべき施策についてとりまとめ(詳細は概要③)。

フォローアップ

- 2～3年毎に、中間フォローアップを実施し結果等を踏まえ、推進計画の期間や方向性、施策について、必要に応じて一部見直し、大幅に見直す必要がある場合は次期推進計画を策定

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率 ※1	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率 ※2	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—

→以上の3点を主要課題とし、取り組むべき施策についてとりまとめ(詳細は概要③)。

フォローアップ

- 2～3年毎に、中間フォローアップを実施し結果等を踏まえ、推進計画の期間や方向性、施策について、必要に応じて一部見直し、大幅に見直す必要がある場合は次期推進計画を策定

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率 ※1	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率 ※2	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—

【関連法令の解説】

- フロン排出抑制法、騒音・振動規制法などを解説
- 工事排水関連法令の概要、及び工事現場における排水管理について、トラブル事例を踏まえて解説
- 土壌汚染対策法、残土条例の概要を解説

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により **2020年4月施行**

建物解体時の規制が強化されました。

フロン排出抑制法の対象となる機器
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの

建設・解体業者

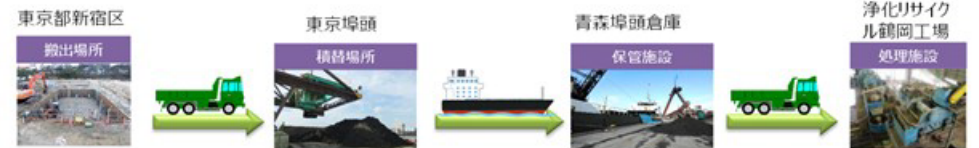
工事の発注者

やるべきこと

- 1 解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を確認

搬出届出書への添付書類

- ・運搬計画書(運搬フロー図、積替え場所の図面及び写真、緊急連絡体制表)
- ・自動車等の使用者の氏名等及び連絡先・自動車等一覧表
- ・使用予定の管理票の写し
- ・要措置区域等の図面/保管施設の構造を記した書類
- ・処理業者への委託を証する書類/汚染土壌処理施設の許可証の写し
- ・区域間移動する場合の添付書類等/飛び地間移動する場合の添付書類等



講習テキストダイジェスト版の公開

○広く講習会受講者以外への啓発に資するためテキストのダイジェスト版（要約版）をホームページに公開

<ホームページ>

<https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=18>

産業廃棄物処理
WFM 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
Google
ホーム 財団について 目的一覧 事業一覧 刊行物・新聞
ホーム > 事業一覧 > 適正処理推進事業 > 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会

事業一覧

- > 債務保証事業
- > 助成事業
- > 適正処理推進事業
 - 産業廃棄物不法投棄等に伴う支障除去等関連業務
 - PCB等処理推進業務
 - 汚染土壌・除去土壌等関連業務

産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会

本講習が令和3年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者臣賞を受賞しました。

<p>★ 産業廃棄物コース</p> <p>開催日：2022年 5/20、7/22、10/28 2023年 1/27</p> <p>時間：12：30～17：00</p> <p>受講料：5,000円（テキスト代含む）</p>	<p>★ 残土・汚染土</p> <p>出張講習のみの開催</p> <p>受講料：5,000円（テキスト代含む）</p>
--	---

講習テキスト

講習テキストダイジェスト版（産業廃棄物コース） 2022/3/4 更新

出張講習の開催状況

(1) 受講者

多様な業者が受講している。

- ・ 総合建設業
 - ・ ハウスメーカー、工務店
 - ・ 解体業者、リフォーム業者
 - ・ 専門工事業者（基礎、設備）
- また、産業廃棄物処理業者なども多く受講している。

(2) 出張講習の主な主催者

- ・ 小規模な建設業者の団体
- ・ 自治体



主催：小規模な建設業者の団体



主催：自治体

(3) 出張講習の開催実績

(4) リモート講習
令和3年末には
受講企業本社より
本社・支店等各
部署にリモート
講習を実施

H.28.11.10	木	10:30-16:30	愛知	建設業者の組合(市が主催)	46	総
H.28.11.13	日	13:00-15:00	埼玉	小規模な建設業者の組合	33	産
H.28.11.15	火	14:00-17:00	兵庫	産廃・汚染土壌処理業者	14	別
H.28.11.25	金	19:00-21:00	埼玉	小規模な建設業者の組合	68	産
H.28.12.3	土	14:00-17:00	兵庫	産廃・汚染土壌処理業者	8	別
H.28.12.18	日	13:00-15:00	埼玉	小規模な建設業者の組合	23	産
H.29.1.15	日	13:00-15:00	埼玉	小規模な建設業者の組合	48	産
H.29.2.9	木	13:35-16:15	宮城	建設業者(県が主催)	157	産
H.29.2.14	火	13:30-15:00	埼玉	建設業者(市が主催)	70	産
H.29.2.25	土	11:00-14:00	兵庫	産廃処理業者	14	別
H.29.3.17	金	13:30-16:30	東京	小規模な建設業者の組合	36	産

R.3.6.29	水	13:30-17:00	東京	小規模な建設業者の組合	29	産廃コース(CPDS-3unit)
R.3.10.5	火	10:30-16:30	愛知	建設業者(市が主催)	37	産廃コース(CPDS-5unit)
R.3.11.25	水	13:30-17:00	東京	小規模な建設業者の組合	29	産廃コース(CPDS-3unit)
R.3.12.3	金	13:30-16:30	東京	建物・設備用建物の管理・リフォーム	117	産廃コース(支店等はリモート)
R.3.12.15	水	14:00-17:00	東京	マンション・ビルの管理・リフォーム	80	産廃コース(支店等はリモート)

開催実績（令和4年4月末）

区分	回数	受講者数
定期講習	99	1,400
出張講習	107	3,779
関連講習	36	619
計	242	5,798

※関連講習：小規模なリフォーム業者などへの短時間講習

今後の開催予定

(1)定期講習

<産業廃棄物コース>

日程：2022年5/20,7/22,10/28
2023年1/27

時間：12:30～17:00、CPDS 4unit

会場：当財団会議室、費用：5千円

<残土・汚染土コース>

出張講習のみの開催、費用：5千円

<総合管理コース>

日程：2022年4/22,6/17,9/16,11/25
2023年2/17

時間：10:00～17:00、CPDS 6unit

会場：当財団会議室、費用：1万円

(2)出張講習

- 開催日時・講義内容、講義時間は、受講者の要望に応じて実施
- 開催場所は受講者が用意
- 講義費用については、講義内容、講義時間、受講者数に応じて事前に協議し、講習終了後(受講人数確定後)に請求
- 開催条件に応じてCPDS受講証明書を発行

おわりに

平成23年度より本講習会を10年間実施してまいりましたが、もとより弊財団のみにて実施できたものではなく、自治体、建設業界、解体業界、処理業界、建保組合等のご指導、ご支援があって実施できたものです。

関係団体各位の皆様に、厚くお礼申し上げます。

(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団
講習会事務局：塚本、片山
TEL:03-4355-0155 FAX:03-4355-0156
Email: seminar@sanpainet.or.jp

●講習会のホームページ

<https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=18>

●パンフレット表面（開催予定日）

[file:///C:/Users/katayama-k/Downloads/581_20220119%20\(4\).pdf](file:///C:/Users/katayama-k/Downloads/581_20220119%20(4).pdf)

●パンフレット裏面（受講申込書）

[file:///C:/Users/katayama-k/Downloads/582_sanpaio_sendo_pamphlet20220119%20\(3\).pdf](file:///C:/Users/katayama-k/Downloads/582_sanpaio_sendo_pamphlet20220119%20(3).pdf)